

令和3年度第1回君津市介護保険運営協議会（書面開催）の
開催結果について

- 1 開催日 令和3年4月16日（金）から4月27日（火）まで
- 2 開催方法 書面開催
- 3 出席委員 13名
小樽 二世（会長）、林 英一（副会長）、原 比佐志、兼子 健一、
関口 牧江、野老 高弘、山中 家道、伊賀 浩、水野谷 繁、
箱田 純子、津金澤 寛、大古 政昭、磯部 博子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題
 - （1）地域包括支援センターの委託について
 - ① いただいた意見等・・・別紙のとおり
 - ② 書面表決書
 - ・提出をいただいた委員・・・12名
 - ・集計結果・・・賛成11名、反対1名反対意見：予算内容が明確に示されていないため反対
 - ③ 審議結果
承認することとする。
 - （2）徘徊高齢者等位置探索システム利用費助成事業の開始について（報告）
意見等・・・別紙のとおり

(別紙)

議題 1 地域包括支援センターの委託について

(意見等) 津金澤委員

他センターも含め、委託金額の明記がなければ、判断ができません。

(回答)

令和4年度から令和6年度までの地域包括支援センター運営事業業務委託の事業費は、令和3年6月議会にて補正予算の承認をされた後に改めて君津市介護保険運営協議会に報告します。

(意見等) 林副会長

専門職の人材確保について

現在、福祉人材の確保は困難を極めているなか、新たな地域包括支援センターにおいての人材確保に不安から応募に躊躇することが考えられます。

不安を払拭するため、既存の地域包括支援センター(室)における専門職の人件費等について開示が可能な範囲で示し、新たな地域包括支援センターが人材確保を進めるうえでこれらを参考にし、人材採用において既存のセンターと遜色なく対応できることで人材確保の不安軽減に繋がるのではないかと考えます。

(回答)

募集時においても、地域包括支援センター運営事業業務委託の総事業費で示していますが、人件費については、令和2年度介護従事者処遇状況等調査(厚生労働省老健局老人保健課)等を参考に算出します。

事業費の総額については、令和3年6月議会にて補正予算の承認をされた後に改めて君津市介護保険運営協議会に報告します。

(意見等) 水野谷委員

1. 地域包括支援センターの委託について、今後の調整になるかと思いますが、応募資格となる「医療法人」「社会福祉法人」では、新規事業を立ち上げる上で、法人内の理事会・評議員会等での承認、予算計上、人材(専門職)の採用・養成等に手順(時間)を要しますので、公募の時期をできるだけ早くに行っていただきたいと思います。(要望)
2. 本運営協議会の議決等を経て、公募に移ると思われますが、市内で応募資格を有する医療法人、社会福祉法人は多くはありません。また、専門職の人材不足も解消されていないことが想定されています。これらの情勢を鑑み、本案が承認された後において管内の医療法人・社会福祉法人に対しての「清和・小糸地区」生活圏域での地域包括支援センター設立に向けての説明会、ヒアリング等のアクションを公募の前段階で行ってはいかがでしょうか。(要望)

(回答)

ご意見のとおり公募の時期をできるだけ早くに行えるよう検討・調整してまいります。また、「小糸・清和地区」の地域包括支援センターが実現できるようあらゆる方策を検討・調整してまいります。

議題2 徘徊高齢者等位置探索システム利用費助成事業の開始について (報告)

(意見等) 野老委員

本システムの機器や使用料金体系などわからないことばかりですが、別表の契約費用と月額使用料の助成上限額について伺います。

1. それぞれの上限額を定めた根拠がわかりませんが、このシステムを利用する場合は、大多数の世帯が限度内で利用できる額なのでしょうか。
また限度額を超えるケースはどのくらいを見込んでいるのでしょうか。
2. 月額使用料のみ生活保護世帯と以外の世帯との差額を200円としているが、この差をつけた理由はなにか。

(意見等) 津金澤委員

金額の明記がなければ、判断ができません。

(回答)

君津市が把握する徘徊高齢者等位置探索サービスについては、令和3年3月時点で専門的に行っているサービスが2つあり、セコムの行う「ココセコム」とやさしい手が行う「どこさいる」になります。

その2社が提供する機器性能を基準に探索システムとして求める性能としました。

また、ココセコムは、契約時に7,700円、月額使用料が550円、どこさいるは、契約時に5,500円、月額使用料が2,200円となっていることから、1年間の使用時に費用が安いココセコムの費用が生活保護世帯の場合には全額助成されるように金額設定しました。月額使用料のみ生活保護世帯とそれ以外の世帯で200円の差額があるのは、生活保護世帯でない場合は、受益者負担として月額使用料の40%程度の負担はしていただくためです。

(意見等) 伊賀委員

1. 対象者を65歳とした理由。
2. 市長が認める者とは具体的には。

(回答)

1. 主たる対象者を第1号被保険者としたため、65歳以上としました。
2. 徘徊行動のある要介護認定(要介護1から5)を受けた第2号被保険者を市長が認める者として考えています。

(意見等) 大古委員

使用方法を理解しやすい物又は、案内書を作ったら良いかも。

(回答)

君津市が把握する徘徊高齢者等位置探索サービス2社については、パンフレット等を取り寄せてあり、また、各社から携帯機器の現物等の提供を受けており、使用方法をパンフレットと携帯機器の現物を使い説明をする予定です。

また、2社の機器の性能等の比較表も作成し用意しています。